

平成28年度第1回始良市空家等対策協議会 議事録（概要版）

記録者	新原 のぞみ
-----	--------

日 時	平成28年5月25日（水）	時 間	午後1時30分～午後3時
場 所	始良市役所 本館 大会議室		
出席者	協議会委員全員出席 （企画部長、固定資産税係、生活環境係、生活安全係、建築係、地域政策係）		
議 長	始良市長 笹山 義弘		
資 料	（事前配布）平成28年度第1回始良市空家等対策協議会資料・始良市空き家対策調査報告書 （当日配布）委員名簿・空き家バンクチラシ・始良市空家対策協議会運営規程（案） 情報提供：品川区ニュース		
傍聴者	なし		

会議内容

（会次第）

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介

※空家等対策協議会条例第6条第2項により会の成立を確認

5 議事

（1）協議事項

（ア）副会長の選任について

委員・・・事務局案はないのか

事務局・・・始良市校区コミュニティ協議会連絡会会長の野口治将様をお願いしたい。

異議なし⇒事務局提案のとおり決定

（イ）始良市の空き家の現状について

事務局より「始良市空き家対策調査報告書」及び会議資料P11に基づいて説明

⇒質疑なし

（ウ）他市町村の空き家対策に関する取組状況について

事務局より会議資料P12～P16に基づいて説明

⇒質疑なし

(エ) 今後のスケジュール等について

- ・空き家の定義及び特定空家等判定基準
- ・28年度スケジュール

事務局よりP17~23に基づいて説明

委員・・・所有者が亡くなった場合の空き家についてはどう処理していくのか。

事務局・・・特措法により固定資産税の台帳情報が利用できるようになった。所有者が亡くなっている場合には、納税義務者へ通知していくことになる。

委員・・・地域では所有者情報が入らない中で、地域でどう対応していくか、コミュニティ協議会と行政と連携していくことでまちづくりを進めていきたい。

委員・・・①P19 スケジュール表について、計画策定を今年度中に進めていくということだが、この協議会はどのように関わりを持っていくのか。長期の見通しはどうなっているか。

②P20、平成28年度のフロー図をみると、28年度に代執行まで進むかのように見えるがどうなのか。

事務局・・・①協議会は空家等対策計画の策定及び変更・実施に関することが主となる。28年度は、空家等対策計画をこの協議会で作り上げる。計画の期間は5年間。実施していく中で見直しが必要である場合なども協議会で検討していく。

②28年度内に進められるのは限られてくる。庁舎内の連絡会で特定空家の判定をして、協議会に経過を報告する。空き家はあくまでも個人の財産であるので、なるべく指導・助言の段階で所有者に改善してもらおうようにしていきたい。このフロー図は28年度に限ったことではなく、こういう流れで進めていきたいということである。

市長・・・危険な空き家等について早い解決が望まれる。今まで既存の条例等で対応してきたが、うまくいかない部分もあった。空家等対策特措法を受けて、踏み込んだ対処をしていく中で、第三者機関としての本協議会にご意見や承認をいただきながら進めていくというルール作りをしていくということである。

⇒承認

(オ) 空家等対策計画について

会議資料P24.25に基づいて説明

委員・・・空家対策をまちづくりの観点から考えることについて提案したい。

- ① 「発生予防」という視点を加えて発生防止策を具体化することが必要
 - ② 始良市のこれからのまちづくりと同じベクトルであること。今後も居住地域として存続させるエリアに絞って除去や利活用に関する投資をすることが重要な課題
 - ③ 空き家対策は、地域を運営する幅広い主体の協力が不可欠
- この3点を整理して対策計画を構築していくべきだ。

事務局・・・空家等対策計画は、まず発生している空き家をどうするかということを優先して考えていく。議論やご意見をいただいた内容については、今年度から第二次総合計画の策定作業を始めていくので、その中で空き家の関係についても整理していきたい。

市長・・・空家等対策計画については、現時点では放置されている空き家、危険な空き

家の解決を図り、並行してまちづくり・住まいの課題を解決する方法を模索していくということで、当面は市街地の特定空家を優先的に対策を行っていくという方針で承認いただいてよろしいか。

⇒異議なし

(カ) 空き家の利活用を目的とした情報提供について

会議資料 P26 に基づいて説明

市長・・・市が把握している所有者情報の提供を求める声が上がっている。あくまでも民・民の問題であるが、空家利活用の観点からそういった場合に一定のルールの下に情報を活用できるような体制作りをしていく。直接的に個人情報を取り取りするのではなく、情報を求めているということを伝えることで当事者同士の話し合いができるようにしていくものである。法的な問題で気にかかることはないか？

委員・・・一定のルールがあれば可能であると考え。心配なのはプライバシーの侵害という点だが、ルールの中でそのことが配慮されているようなので問題はないのではないか。

委員・・・情報提供が積極的になされることによって、利活用が進むことが期待できる。

市長・・・市が橋渡しをすることにより当事者に考える機会や判断の機会ができ、利活用が進むならば望ましいこと。事務局の提案した形で情報提供について進めていくことで承認いただいてよろしいか。

⇒承認

(2) その他

・ 始良市空家等対策協議会運営規程（案）について

⇒承認

6 閉会